

議題資料説明概要

(1) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画の進捗状況について

【資料】

- ・資料 1 - 1 「(概要版) 犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画」
- ・資料 1 - 2 「令和 2 年度及び令和 3 年度 (12 月末) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画」進捗状況について」

○「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画（資料 1 - 1 参照）については毎年度具体的な取組みの進捗を動物愛護推進会議に報告することとしています。令和 2 年度及び令和 3 年度 12 月末までの取組については、詳細は資料 1 - 2 を参照ください。以下各項目の主な取組み及び結果について示します。

○項目 1 について

- ・犬猫の殺処分の前年度比削減率は、令和 2 年度は 22.5%となり目標の 25%には届きませんでした。
- ・しかしながら、平成 30 年度から毎年度 25%ずつ減少したと仮定した場合、令和 2 年度の殺処分数は 440 匹となることを考慮すると、令和 2 年度の殺処分数（406 匹）はそれより少なくなっており、中長期的視点からはおおむね順調に推移していると考えられます。
- ・なお、令和 3 年度 12 月末時点の犬猫の殺処分の前年度同期比削減率は 33.1%となっています。

○項目 2 について

- ・令和 2 年度及び令和 3 年度 12 月末までに捕獲した野犬は、おおさかわンニャンセンターでの馴致や譲渡団体の協力により全て譲渡でき、殺処分はゼロとなりました。
- ・哺乳期猫譲渡も順調に増加傾向にあります。令和 3 年度 12 月末時点での哺乳期猫譲渡は 104 匹となり、前年度最終の 170 匹を下回っていますが、前年度よりも哺乳期猫の収容数が大きく減少（令和 2 年度最終：420 匹、令和 3 年度 12 月末：181 匹）している影響が大きいもの

と考えられます。

- ・おおさかワンニャンセンターで開催している譲渡会を、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から従来の集合形式から臨時で個別の面談形式としていましたが、令和3年度から恒常的に個別の面談形式に移行することとしました（開催頻度も月2回→毎週としました。）。

○項目3について

- ・令和2年11月からはおおさかワンニャンセンターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着することとしました。

○項目4について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「命の時間」授業、出張型のふれあい事業、夏休みのイベントが実施できていないため、それぞれ参加者数や実施実績が大きく減少しています。

○項目5について

- ・令和2年10月に道頓堀の戎橋付近に設置されている巨大モニターの「トンボリステーション」においておおさかワンニャン特別大使である杉本彩さんのメッセージ動画を放映しました。
- ・このメッセージ動画はYouTubeの大阪市健康局チャンネルでも配信しました。現在も視聴可能です。

○項目6について

- ・環境省策定の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」の冊子を関係所属に配付し、共有を行いました。令和3年11月には各区の社会福祉協議会にも配布しています。
- ・令和3年度の街ねこ事業の実施匹数は、令和元年度、令和2年度に比べると実施匹数が少ない傾向にありますが、これは街ねこ事業や民間によるTNRが進んだことにより野良猫の匹数が減少していることが影響している可能性や、不妊去勢手術が未実施の猫が多数生息する地域

が減ってきている可能性があると考えられます。

○項目 7 について

- ・旭区の城北公園内にある「もと菅原城北大橋有料道路管理事務所」を改修し、令和 4 年度から「動物愛護体験学習センター（仮称）」として活用予定となりました。
- ・当施設の運営主体は大阪市ですが、譲渡会等一部事業については、その実施主体については公募型プロポーザル方式により企画提案の募集を行い、令和 3 年度中に事業者を決定予定です。

○項目 8 について

- ・資料をご覧ください。

○項目 9 について

- ・令和元年度には 1 千万の、令和 2 年度には 3 千万の大口の寄附をいただき、それぞれ主におおさかワンニャンセンターのドッグラン、「動物愛護体験学習センター（仮称）」の整備費として活用いたしました。

○項目 10 について

- ・多頭飼育問題の早期発見や未然防止の取組の強化を目的として、令和 2 年度に「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改定し、動物愛護推進員を拡充することとし、令和 3 年度は新たに従前の 29 名から 36 名に増員した体制で活動しています。

○項目 11 について

- ・市営住宅敷地内における街ねこ活動を認める方向で令和 2 年度から都市整備局が検討を重ねており、その結果令和 2 年 11 月に市営住宅敷地内における街ねこ活動モデル実施方針を都市整備局が策定しました。
- ・その方針を踏まえ、街ねこ活動を実施したいという要望のある団地に打診し、入居者の 4 分の 3 以上の合意を書面で得る等、厳しい条件をクリアした団地において、令和 3 年 9 月から敷地内で街ねこ活動が開

始されています。

○項目 12 について

- ・ 前述のとおり令和元年度に 1 千万の寄附を受領したため、おおさかワ
ンニャンセンター内のドッグランの整備に活用することとし、令和 3
年 3 月に無事竣工し、今年度は収容犬の運動等に活用しています。
- ・ また、令和 2 年 8 月には移動式活性炭脱臭装置を追加設置し、犬舎の
環境の更なる改善に活用しています。

(2) 「大阪市動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業者等に対する不利益処分取扱要綱」(案) について

【資料】

- ・資料2-1 「大阪市動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業者等に対する不利益処分取扱要綱(案)」
- ・資料2-2 「令和3年4月1日に制定された動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の概要」

- 令和元年の動物愛護法の改正に伴い、動物取扱業における犬猫の飼養管理基準が定められ、経過措置期間を経て本年6月1日から全業者に適用されることとなります。
(※従業員の員数に関する基準は令和6年にかけて1年ごとに段階的に従業員一人当たりの動物の匹数を減らす形で施行)
- これまでも動物取扱業者に対しては従来の基準に基づき適正に監視指導を重ねてきましたが、6月1日以降、当該基準を遵守できていない動物取扱業者には勧告や業務停止、登録取消という行政処分の執行も含め、厳正に対処する場面が増加する可能性が想定されます。
- そのため、市における動物取扱業者等に対する処分基準として「大阪市動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業者等に対する不利益処分取扱要綱」を定めることとしました。
- 資料2-1がその案です。本案については本年2月7日から3月8日まで広く一般の方からの意見の公募を行い、1件の意見応募がありました。
- 意見の内容としては、「動物の虐待や、それに準ずる行為などを耳にするため、法律に基づいて、動物の安全確保を実施していただきたい」、「動物取扱業者への勧告や命令は、それぞれの内容によって目的を達成する

ために必要とする期間等が定められているため、せめてその期間に改善されて告発などがないように願う」というものでした。

○御意見のとおり、動物取扱業者等に限らず動物の安全確保の実施に努め、また勧告や命令を行った場合はその期間中の監視指導を適切に実施し、改善を図ってまいります。

○なお、参考に当該犬猫の飼養管理基準の概要を資料2-2に示しました。

(3) 今後の大阪市における多頭飼育対策について

【資料】

- ・資料3-1 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン（抜粋）」
- ・資料3-2 「本市作成リーフレット『あなたにもしものことが起きたらペットは大丈夫？～家族であるペットのために今からできること～』」

○犬猫、特に猫の多頭飼育に起因する飼育状態の悪化、その結果として飼育継続が困難となり崩壊に至り、多数の犬猫が引き取られ、譲渡もできず殺処分となる事例が全国で多発しています。

○本市の状況は下表のとおりです。なお、動物種は全て猫です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (12月末時点)
件数	7件	9件	8件
引取り匹数	75匹	53匹	108匹

○多頭飼育問題については、資料3-1の環境省ガイドラインにもあり、①予防、②発見、③発見後対応、④再発防止の4点が対策として重要です。

○①予防、については、可能な限り多頭飼育に陥る前に行われてそもそも多頭にならない状態が保たれることが望ましいため、本市では高齢者向けにリーフレットを作成し（資料3-2参照）、各区社会福祉協議会への配布や、介護事業者集団指導において配布する等の取組を行っています。

また不妊去勢をせずに雌雄のつがいを飼育している等、多頭飼育になるおそれがある飼い主を個別に探知した事例でも、都度飼い主に対して繁殖制限に関する啓発指導を行っています。

○②発見、については、今後より積極的な探知、発見に繋げることができるよう、本年度から動物愛護推進員を7名増員し、対応していただくことを想定しています。

○しかしながら、③の発見後対応、については現在のところ実際に多頭飼育問題が生じてしまっている事案に対し、本市による猫の引取りを行うという介入しかできていないのが現状です。また、④の再発防止、についても積極的な取組みには至ってはおりません。

○資料3-1の環境省ガイドラインでも示されているように、多頭飼育問題には行政の動物愛護管理部局のみではなく、官民を超えた多様な主体・関係者（社会福祉関係、動物病院・獣医師、ボランティア、近隣の自治会等）による連携が重要であり、令和4年度以降、協力・連携関係の構築を行えるよう、取り組んでいく必要があると考えています。

(なお、資料3-1の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」は環境省のホームページ (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html) で全体が公開されています。)

(4) 令和3年度動物愛護推進員研修会の開催結果について

【資料】

- ・資料4「令和3年度 大阪市動物愛護研修会について」

- 今年度の研修会についても、令和2年度と同じく新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、資料4のとおり令和3年12月27日付けの通知による資料配付をもって研修に代えました。
- 特筆すべき内容としては、本来予定していた研修会場での講義に代えて、今年度は多頭飼育対策に関する研修用講義動画の案内を行いました。
- 講義の動画を撮影し、それを視聴者限定の形でYouTubeにおいて公開し、推進員の方々に視聴いただくことで研修受講とする取組です。
内容としてはペットを飼育している、支援が必要な個人、または家族に対し、ペットとの切り離しを行わずに多機関が連携して支援を実施する「人もねこも一緒に支援プロジェクト」の代表として多頭飼育のケースに多数関わった経験をお持ちの小池英梨子氏に、その実例を交えながら多頭飼育の問題点と対策等を話していただきました。
- その他の内容は資料4をご参照ください。
- 来年度の研修会については、引き続き新型コロナウイルス感染症の発生状況、影響を考慮しながら、実施方法を検討いたします。